

地区計画等の区域内における行為の届出書について

～届出の手続き～

1 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出の場所

下欄の担当課になります。2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
土地の区画形質の変更	<u>位置図</u> 、 <u>設計図</u> 委任状(※5)
建築物の新築、増築、改築、移転 (※1)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状(※5)
工作物の建設	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状(※5)
建築物等の用途の変更 (※2)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>平面図</u> 、 <u>立面図</u> 、委任状(※5)
建築物等の形態又は意匠の変更 (※3)	<u>位置図</u> 、 <u>配置図</u> 、 <u>立面図</u> 委任状(※5)

備考

※1 確認申請を伴わない増築等も含まれます。

※2 「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※3 「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。

※4 「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。

※5 委任された設計者等の連絡先を記入してください。

-----で示された図書は、法律により添付することが定められています。また、立面図は2面以上必要です。
縮尺については、図面等で確認できる程度のもので下さい。

問い合わせ先

寄居町役場 都市計画課都市計画班

■電話048-581-2121(内線243)

注 意 事 項

1 この届出書は、当該行為に着手する日の 30 日前までに提出してください。

2 この届出書には、次の図面を添付してください。

(1) 土地の区画形質の変更の場合

①位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

②設計図 設計図(造成計画平面図・断面図、擁壁構造図等)

(2) 建築物の建築、工作物(建築物以外の工作物(擁壁、かき又はさく等を含む)をいう。以下同じ。)の建設又はこれらの用途の変更の場合

①位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

②配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

③立面図・平面図 建築物又は工作物の立面図(2面以上)及び各階の平面図(建築物である場合に限る。)

④構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

(3) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

①位置図 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面

②配置図 敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

③構造図 擁壁、かき又はさく等の構造図

④立面図 立面図(2面以上)

3 その他参考となるべき事項を記載した図面

4 届出手続等を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。

※縮尺については、図面等で確認できる程度のものでしてください。